

令和4年度 富士河口湖町学校教育関連施策

富士河口湖町教育委員会

教育委員会は学校教育の目標達成のために多様な視点から教育行政機関としての責任において令和4年度、次の施策を重点的に行っていくこととする。(下線は令和4年度重点)

ただし、コロナ禍ということを踏まえ各施策の実施には弾力的かつ柔軟に対応することを前提とする。

1 いっそうの学力向上と自立する力の育成のために

(1) 学校教育を支える人的資源の充実

- ・町単教員の配置 ⇒ グループ学習、習熟度学習など多様できめ細かな学習形態の実施や複式授業の解消をはかる。また、放課後の補充・発展学習の実施を学校ごとに一層充実させる。

令和2年度小学校、令和3年度中学校において新学習指導要領の趣旨や内容に基づいた教育課程の下、各教科・領域において新たな学習活動が展開されてきている。今年度は小中学校とも新学習指導要領の着実な実施とICTの活用が求められている。新学習指導要領の総則には、情報活用能力を言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置づけている。さらに、ICTを活用した学習活動の充実を図ることも明記されており、指導の充実や推進を図る上で町単教員の役割はますます重要性を増すものになる。

- ・支援員の配置 ⇒ インクルーシブ教育の進展に伴い、特に普通学級に在籍する個性や特性を抱えている児童生徒の個別の学習支援、生活支援を図る。
- ・ソーシャルワーカー(SSW) ⇒ 学校の要請により家庭など生活環境に課題を抱えている児童生徒やその保護者の支援を図る。
- ・教育センターの相談員が中心となり、学校に適応できない子どもたちの心のサポートと適切な学習支援を図る。
- ・学校を支える地域のボランティアとの連携を推進する。とりわけ退職教職員や山梨大学に通う郡内地域の学生など学習支援ボランティアの組織化を一層充実させる。

(2) 新学習指導要領に対応する教育課程の編成と実施に伴う研究の推進

小学校英語科導入は無論のこと、道徳の教科化など令和2年より本格実施となった新学習指導要領に対応する教育課程の研究を教育センターが中核になり一層進める。

また、いわゆる主体的・対話的で深い学びの指導方法を積極的に取り入れた授業の実施をさらに推し進めるよう各学校に要請する。

(3) ICT 機器の活用のいっそうの推進

従来のパソコンに加え、電子黒板、タブレット、デジタル教科書など教育ICTの一層の活用を推進する。そのため教職員へのICT活用推進のための研修を実施する。

(4) 教育センターによる授業の直接支援

教育センターの体験型支援授業の開催(木工教室、富士山学習など・・・)および外部指導者の活用による充実した授業の推進のための予算的支援の充実を図る。

(5) 学校間、校種間の合同授業や交流活動の推進

小規模校の課題を克服するため、学校同士の交流活動をさらに盛んにし、合同での活動場面を拡大しながら学習効果の一層の向上を目指す。また、保・幼、小、中連携をさらに押し進める。

(6) 学習の課題を明確にし、改善をはかっていく

教育委員会は指導要領の改訂に伴う準備として子どもたちの実態に応じて各学校が確かな学力向上に向かっての教育課程の整備や指導方法改善を推進できるよう必要な支援をする。

学校は各種の調査結果を活用するなどして児童・生徒の学力の実態を確実に把握し、学校における課題を明確にし、主体的な学習方法を仕組みながらより効果的・効率的な教育活動を実施する。

(7) 就学相談の充実

楽しい学校生活を保障するために教育委員会事務局に引き続き就学指導担当者（就学相談員）を置き、望ましい就学の在り方やその子にとって最もふさわしい就学について保護者との協議や相談を行っていく。

2 豊かな心の育成のために

(1) 子どもたちの心と生活の安定は学力向上の土台であることを前提に支援する。

- ① 学校における教育相談活動とガイダンスの実施により意欲的に学習しようとする心情を育てるとともに児童・生徒の心の支援をしていくために必要に応じて教育センターの機能の活用を推進する。
- ② 不登校改善のため、本人の心情に働き掛けるとともに好ましい生活環境確保のためにSSWを活用していく。また教育センター相談員も学校と連携しながら児童・生徒を支援していく。（令和3年度は県下1464名・・・前年比+92名。町立学校では9名とやはり増加傾向にある）
- ③ 学校と家庭との連携を進めるため全国学力学習状況調査や子どもたちの毎日の生活の様子から学習の土台となる課題を発見して、改善のために取り組む。たとえば「基本的な生活習慣の定着度はどうか」、「家庭での学習時間がなぜ少ないのか」、「読書活動を推進するには」など生活の課題を見出して、家庭との連携の中で改善していくために働きかけを強めていく。
- ④ 学校は「いじめ」のない好ましい人間関係を醸成するため、日ごろから具体的な手立てを講じる。

(2) 行動の規範を明確に示し、尊ぶ子を育てる。

「正義を尊び」、「ルールを守り」、「マナーを身に付ける」など子どもたちの育成を町ぐるみで推進するため、善行を積極的にたたえる風土醸成に向けた指導や授業を行う。

(3) 郷土を愛する心情を育てる

富士山学習を積極的に推進する。教育センターは必要な援助を行い、教育委員会は運動した子どもたちの活動を実施していく。（自然観察教室、防災教育など）

(4) 学校の安全・安心づくり

各種機関と連携して諸課題解決にあたる組織づくりを推進する。また、地域の「いじめ問題対策協議会」、「通学路安全推進連絡会」など関係機関との連携を深めるとともに、校内に必要な対応マニュアルを備え、危機管理体制を整備する。(防災、いじめ、学校事故、アレルギー事故防止、情報管理など)

(5) 教育センターの学校支援を推進する

教育センターは子どもたちに必要な直接援助をし、心と学力を支える。また保護者の教育相談に積極的に関わって保護者を支援する。

(6) 学校間連携を推進し、家庭や地域に対して必要な活動を行う。

- ① 学校と地域の人たちとの交流や保・幼、小、中学校間連携の一層の推進を図る。
- ② 地域での子どもたちの指導者や家庭に対する「子どもへの暴力・虐待根絶」の周知を図る。
- ③ 家庭教育の重要性を保護者に周知するとともに、学校教育と両輪を果たす子どもたちへの責任を明確にしていく。

3 地域に支えられた健康で安全な学校作りと体力の向上のために

(1) 学校事故防止のための必要な対策の実施

- ① 施設・設備の安全点検の確実な実施と、速やかな対策を行う。
- ② 「通学路安全推進連絡会」を活用した通学路安全点検の実施と改善を行う。
- ③ アレルギー対応・事故防止のため研修や対策を行う。

(2) 地域の安全を確保していく。(警察とのパートナーシップ協定の活用、町への地域パトロールや地域ボランティアの要請など)

(3) 子どもたちの社会教育活動や社会体育活動への参加を推奨し、日常の外遊びを勧めるなどして、子どもたちの体力向上を図る。

(4) 低学年からの自分の健康に関する意識向上のための指導を充実させ、自己健康管理に対する実践を支援していく。

4 学校の多忙化解消のための取り組みを進める。

(1) 令和2年4月に導入された統合型校務支援システムの円滑な活用をはかり、教員の多忙化改善を図るとともに教員が子ども一人ひとりと向き合う時間の確保につなげる。

(2) 働き方改革、教員の「子どもたちに向きあう時間の確保」の方針を受けて、実施可能なところから早急に対応していく。

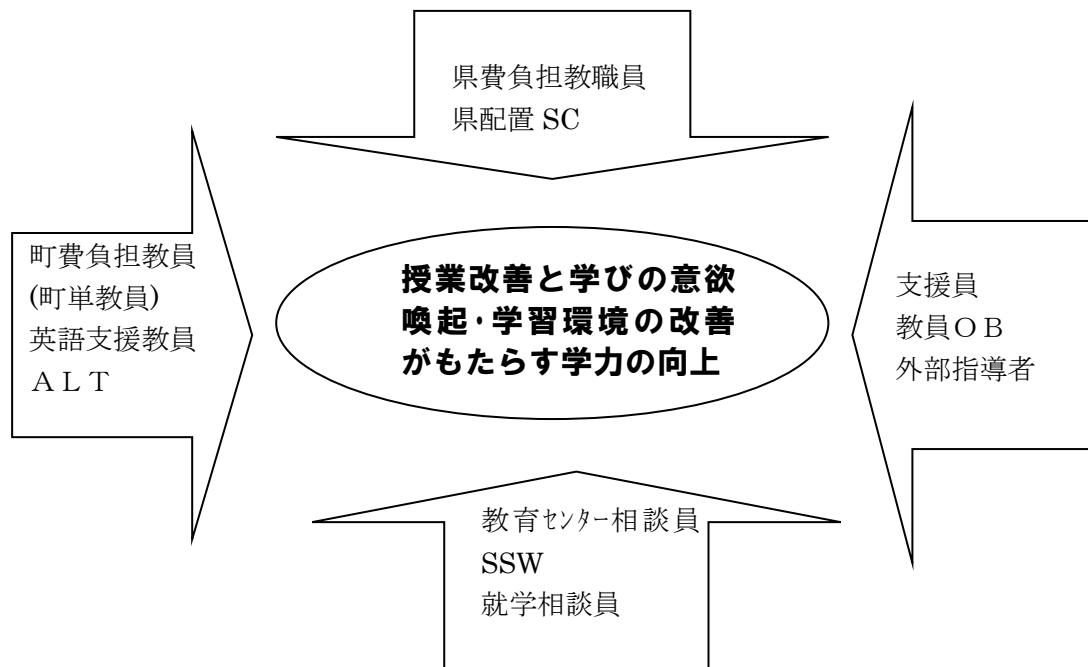
5 その他

ホームページを活用し教育委員会の施策や方針を積極的に発信していく。

学力向上のための施策関連イメージ

富士河口湖町教育委員会

1 学力向上の手立てとなる人的資源の活用



2 学力向上を支える土台

